

## 在宅医療DX情報活用加算に関する掲示について

当院は、在宅医療DX情報活用体制について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等  
を取得及び活用できる体制を有しています。(対応予定)
- 電子処方箋を発行する体制を有しています。(対応予定)
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。(対応予定)

### 在宅医療DX情報活用加算の算定(令和6年6月から)

国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

- 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の1、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の2、在宅患者訪問診療料(Ⅱ)及び  
在宅がん医療総合診療料  
10点

当院は、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。  
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い  
いたします。

